

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更案（柏台地区）に係る意見書の要旨の提出について

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更案（柏台地区）について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 17 条第 1 項の規定に基づき縦覧を実施した結果、意見書の提出があったため、同法第 19 条第 2 項に基づき意見書の要旨を市の見解と併せて令和 8 年 8 月 24 日に開催した千歳市都市計画審議会に提出しました。

【提出内容】

○都市計画の変更について

意見書の要旨①

自然環境の保全のため、近隣の森林について、将来的に開発の対象とせず、用地が必要であれば、隣接する開発済みの土地の活用を優先的に検討し、当該エリアにおける開発・用途地域の変更は行わないよう要望する。

市の見解①

千歳市第 3 期都市計画マスタープランにおいて、柏台の道央圏連絡道路沿道は、持続可能な都市づくりに向けて、産業の動向や市街化区域内の状況等を踏まえ、環境保全上の観点に配慮した上で、必要に応じて、新たな工業地の形成を検討することとしています。

本市では、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、工業系生産規模の増加が見込まれることや、半導体関連企業などの集積により、現市街化区域内の工業地では対応できない状況となっていることから、本都市計画変更については、工業用地の需要に対応するため、必要なものと考えております。

なお、今回、都市計画の変更を予定している地区の開発に関しては、環境調査を実施し、環境省及び北海道のレッドリストに掲載されている重要な種については、移植等自然環境に配慮した保全対策を行った上で、開発することとしております。

意見書の要旨②

今回の都市計画の変更が今後の開発判断や自然環境に対し、どのような影響があるか説明してほしい。

市の見解②

市街化区域に編入する都市計画の変更は、産業の動向や位置の妥当性、開発の確実性などを総合的に勘案した上で、北海道が決定するものであり、これに併せ用途地域を指定します。

当該地区は、新千歳空港に近接し、既成市街地と連続する地区であり、土地区画整理事業により開発が確実となったことから、都市計画の変更をするものとなっております。また、当該地区においては、環境調査を実施し、環境省及び北海道のレッドリストに掲載されている重要な種については、移植等自然環境に配慮した保全対策を行った上で、開発することとしております。

なお、今後の保全対策として、移植した植物のモニタリングや灌水を行い、調査結果及び保全対策の詳細について、市ホームページで掲載し、市民周知を図ってまいります。

○開発について

意見書の要旨①

開発区域内には、希少種が生息しており、開発区域のごく一部を「公共緑地」として残す方針が示されているが、「公共緑地」については、手つかずの状態に残してほしい。

市の見解①

開発区域内の「公共緑地」については、自然林のまま残すこととなっております。